

資格取得からマイナ保険証等が利用できるまで

令和7年1月号では、「資格確認書」及び「資格情報通知書」の発行についてお知らせしましたが、今回は、組合員や被扶養者の資格を取得してからマイナ保険証等が利用できるまでの過程をご案内します。

資格を取得する者のマイナンバー・氏名・生年月日・性別・住所が正確に記入された組合員資格取得届書または被扶養者申告書を当組合が受領し、オンライン資格確認システムへデータ登録が完了してからマイナ保険証による医療機関等への受診が可能となります。



- ① 資格取得日から5日以内に組合員資格取得届書・被扶養者申告書を提出（内定者及びその被扶養者となることが確実に見込まれる方は、資格取得日前にマイナンバーの提出を求めることが可能）
- ② 組合員資格取得届書が提出されてから5日以内（提出書類に不備があった場合は、不備が解消されてから5日以内）にオンライン資格確認システムへデータ登録
- ③ 資格情報通知書、資格確認書（マイナ保険証を保有していない場合）等を送付

組合員資格取得届書等に不備がある場合はデータ登録ができず、マイナ保険証等による医療機関等の受診ができないため、正確な情報の記載をお願いします。